

## 川崎市住民投票制度検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市政運営上の重要事項について、住民の意思を把握し、その総意を市政に反映させていくための住民投票制度の創設に向けた検討を目的として、川崎市住民投票制度検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、住民投票制度の創設に向けた検討を行い、市長に報告するものとする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、市民及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

2 市民のうちから委嘱する委員(以下「市民委員」という。)及び学識経験者のうちから委嘱する委員(以下「学識者委員」という。)は、それぞれ4人以内とする。

3 市民委員は、公募とする。

4 委員の任期は、平成18年9月30日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置き、学識者委員から選出する。

2 委員会に副委員長2名を置き、市民委員及び学識者委員からそれぞれ1名を選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、その検討に必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合企画局政策部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月26日から施行する。